

令和6年度地方税制改正

令和6年度税制改正により、市税などの制度が次の通り改正されました。

〔個人市県民税の改正〕▽定額減税の実施 6年度分個人市県民税の所得割額から、納税義務者と配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円の減税を実施。対象者は納税義務者の合計所得金額が1千805万円以下（非課税者・均等割のみ課税者除く）▽雑損控除の特例 能登半島地震による災害により、住宅や家財などの資産について損失が生じたときは、6年度分の個人市県民税において、雑損控除の特例を適用することができま

す。 〇市市民税課 Tel.784・8022。 ◆後期高齢者医療制度 保険料率を改定 後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）の令和6・7年度分が次の通り決定しました（2年ごとに見直し） 〇均等割額 5万2千791円

表1 令和6・7年度後期高齢者医療保険料の計算方法

均等割額	+	所得割額 (総所得金額等※1) - 43万円) × 所得割率11.24% (※2)	=	保険料額 (年額) (上限80万円) (※2)
52,791円				

※1 総所得金額等とは、収入額から控除額（公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のこと）をいう。社会保険料控除額、扶養控除額などの所得控除額は含まないを引いた額
※2 「保険料率の激変緩和措置について（令和6年度のみ適用）」の①に該当する人について、所得割率は10.32%、②に該当する人について、賦課限度額は73万円が適用

表2 均等割額が減額される基準額

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準額以下の世帯	軽減割合(軽減後均等割額:年額)
基礎控除額(43万円)+10万円×(※年金・給与所得者数-1)	7割(15,837円)
基礎控除額(43万円)+10万円×(※年金・給与所得者数-1)+29.5万円×被保険者数	5割(26,395円)
基礎控除額(43万円)+10万円×(※年金・給与所得者数-1)+54.5万円×被保険者数	2割(42,232円)

※年金・給与所得者とは、同一世帯内の被保険者と世帯主のうち給与所得か公的年金等所得かその両方がある人

表3 世帯の自己負担額(年額)

●70歳未満		●70歳以上	
所得区分	限度額	所得区分	限度額
ア(901万円を超える)	212万円	Ⅲ(課税所得690万円以上)	212万円
イ(600万円を超え901万円以下)	141万円	Ⅱ(同380万円以上)	141万円
ウ(210万円を超え600万円以下)	67万円	Ⅰ(同145万円以上)	67万円
エ(※を除く210万円以下)	60万円	一般(同145万円未満など)	56万円
※オ(住民税非課税世帯)	34万円	Ⅱ	31万円
		Ⅰ	19万円

年所得の範囲内で最大15万円を控除し判定。 〇被扶養者だった人の軽減制度に加入する前日に、会社の健康保険など（国民健康保険や国民健康保険組合は対象外）の被扶養者だった人は、所得割額がからず、後期高齢者医療制度の被保険者となつてから2年間は均等割額が5割軽減され、年額2万6千395円となります。 〇入院時食事代の引き上げ 6月1日から1食当たりの引き上げを次の通り行います。▽一般 460円から490円▽低Ⅱ 210円から230円▽低Ⅰ 100円から110円。 * 〇市後期医療福祉課 Tel.784・8041、県後期高齢者医療広域連合 Tel.078・326・2021。 ◆高額医療・高額介護合算療養費制度 市は、1年間に支払った医療・介護保険の自己負担額の世帯合計が年間の自己負担限度額を超えた見込みの世帯に支給申請書を送付しています。ただし、計算期間中（4年8月1日～5年7月31日）に加入の医療・介護保険に変更があった場合で自己負担限度額を超えている人は、計算期間中に加入していた医療・介護保険の「自己負担額証明書」を取得し、基準日に加入の医療保険者に申請してください。 〇市国保年金課 Tel.784・8040、市後期医療福祉課 Tel.784・8041、市介護保険課 Tel.784・8037。

マイナンバーカード出張窓口

市は、4月18日(木)午前10時～午後5時(受け付けは午後4時半まで)ラスタホール1階のエントランスホールで、マイナンバーカードの出張申請受け付けを開催します。 〇無料写真撮影あり。 〇当日直接、会場へ。 〇持ち物など詳しくは、市ホームページで確認を。

交付予約の場合には交付通知書に記載している製造管理番号(はがき右上)が必要です。 〇予約は受け取り希望日の2ヶ月前までに▽市役所1階の市民課窓口。 〇マイナンバーカード本庁窓口完全予約制 カード交付・申請・電子証明書の更新・暗証番号の再設定などは予約制です。 * 〇市市民課マイナンバーカード担当 Tel.784・8121。 * 〇都市計画道路の変更認可図書 〇都市計画道路路地口長尾線の事業期間の延伸が認可されました。これに関する図書は、市役所4

市中小企業振興融資制度

市は、市内中小企業者を対象に融資制度を実施しています。 〇融資内容は右下表の通り。 〇融資要件など詳しくは、市商工労働課に問い合わせをしてください。

中小企業振興融資制度

資金名	資金用途	融資限度額	利率(年)	融資期間(据置期間)	保証料補助率
事業資金	事業資金	2000万円	1.20%	10年以内、運転のみ場合は7年以内(内1年以内)	1/4
小口零細資金(小規模・零細事業者)	事業資金	1250万円			
セーフティ1to6資金(セーフティネット1~6号認定者)	運転資金	1000万円	1.00%	7年以内(内1年以内)	1/2
大型店対策資金(大型店の進出に策を講じる人)	事業資金	1200万円	1.13%	10年以内(内1年以内)	
創業資金(起業する人)	事業資金	1000万円		7年以内(内1年以内)	1/4

〇市商工労働課 Tel.784・8047。 ◆犬の登録と狂犬病予防注射 生後91日以上の子犬は、取得日より30日以内に、必ず登録の手続きをしてください。狂犬病予防注射は、毎年4～6月に1回受ける必要があります。集合注射は行いません。かかりつけの動物病院で年1回必ず受けさせてください。 〇市獣医師会所属の動物病院では、犬の登録と狂犬病予防注射

太陽光パネル・蓄電池共同購入 登録者募集

みんなのおうちに太陽光

市は、参加者が増えるほど市場価格よりお得に購入できる「みんなのおうちに太陽光キャンペーン」で①太陽光パネル(10歳未満)②蓄電池の設置を希望する家庭や事業者などを募集します。 〇対象は、市内在住か市内に事業所などを持つ人など(①②両方か、いずれか1つだけの設置も可)。 〇9月11日までに同キャンペーンサイト(二次元コードから読み取り可)に参加登録を。 〇詳しくは、「兵庫阪神戸みんなのおうちに太陽光」事務局 ☎0120-728-300(土・日曜、祝日除く午前10時～午後6時)へ。

費用は犬の登録と狂犬病予防注射で6千400円(注射のみは3千400円)。

犬の登録が済んでいる人は、事前に送付したはがきを持参してください。

市生活環境課 Tel.784・5371。

統計調査 「登録調査員」募集

市は、国や県が実施する統計調査の調査員を募集します。 〇同調査員は、対象世帯や事業所を訪問し、調査の説明や調査票の配布・回収などを行います。 〇登録要件など詳しくは、市ホームページで確認してください。

市総務課統計担当 Tel.780-4475

〇市市民課マイナンバーカード担当 Tel.784・8121。 * 〇都市計画道路の変更認可図書 〇都市計画道路路地口長尾線の事業期間の延伸が認可されました。これに関する図書は、市役所4

光化学スモッグ 特別監視期間

4月22日～10月18日は「光化学スモッグ特別監視期間」です。県は、市内で光化学スモッグ予報・注意報などが発令された際にメールを送付しています。二次元コードからメールアドレスの登録を。 〇期間中の発令状況は、市ホームページから外部リンク「ひょうごの大気環境」で公開しています。発令時は、エフエムいたみ(79.4MHz)などでもお知らせします。発令時は、屋内に入り被害防止に努め、不要不急の自動車運転は控えてください。 〇市グリーン戦略室 Tel.784-8054